

平成 25年 7月 8日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

少額上場株式等に係る配当所得 及び譲渡所得等の非課税措置

上場株式等に係る譲渡等及び配当等の軽減税率は平成25年12月31日で廃止され、その後本則に戻り、所得税は復興税を含め15.315%、住民税5%となる予定です。

そこで上記の軽減税率が廃止される代わりに、平成26年1月1日から少額非課税投資制度（日本版ISA）が導入される予定です。

（1）非課税対象となる配当等及び譲渡所得等とは

- ① 非課税期間内に非課税口座内の少額上場株式等の配当
- ② 非課税期間内に金融商品取引業者等への委託等による譲渡をした場合の、譲渡に係る非課税口座内の上場株式等の譲渡所得等

※非課税期間とは、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から、その年1月1日以後5年を経過する日までの期間。

（2）非課税投資額

口座開設年に新規投資額で年間100万円が上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）

（3）非課税投資総額

最大500万円（年間100万円×5年間）。

尚、平成26年～35年（10年間）の口座開設期間内において、それぞれ5年経過後は新たな枠を利用して非課税保有として乗り換えることも出来ます。

（4）保有期間

最長5年間で途中売却は自由、ただし、空いた売却部分の枠への再投資は不可。

（5）口座の開設数

年間一人一口座（毎年新たに異なる金融機関に口座開設可）。

（6）口座を開設できる人

その年1月1日において満20歳以上の居住者。

（7）口座を開設できる期間

「平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間」。

（8）非課税期間

口座開設後に非課税管理勘定を設けた年の1月1日以後5年を経過する日までの期間。

（9）非課税口座の開設手続き

「非課税適用確認書」を金融商品取引業者等に提出 → 「非課税管理勘定」を設ける。